一般社団法人大学コンソーシアム沖縄後援等名義使用取扱要項

令和２年２月２７日
制　　定

（趣旨）

第１条　この要項は，大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）が，本法人以外の団体が行う公益的な事業又は行事（以下「事業等」という。）を後援，共催，協賛（以下「後援等」という。）することに関し，必要な事項を定める。

（名義）

第２条　後援等について使用を許可する名義は，「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄」又は「大学コンソーシアム沖縄」とする。

（許可の基準）

第３条　代表理事は，事業等を主催する団体から後援等名義使用の申請があったときは，次の各項に掲げる基準により審査の上，これを許可するものとする。

２　事業等を主催する団体の基準

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校及び学校の連合体

(3) 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし宗教法人は除く。）

(4) その他，適当であると認める団体

３　事業等の主催者，役員及び関係者等の基準

(1) 主催者の存在が明確であること。

(2) 事業等を主催する団体の役員，その他関係者が信用し得る者であること。

(3) 講習会等にあっては，その講師が事業内容に適当な者であること。

４　事業等内容の基準

(1) 教育，学術，医療，文化，国際交流，芸術及びスポーツの普及向上に寄与するもの

(2) 当該事業等の規模が広範囲にわたるものであることとし，原則として，市町村の一部の地域に限られたものは認めない。

(3) 当該事業等の開催場所は，公衆衛生，災害防止について十分の設備措置が講じられていること。

５　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については，許可しない。

(1) 宗教的又は政治的目的をもつ活動又はこれらに類する活動のもの

(2) 主として，営利を目的としたもの

(3) その他，不適当と認めるもの

（申請の手続き）

第４条 後援等名義使用の許可を受けようとする団体は，後援等許可申請書（様式第１号）又はこれに準ずる任意の書式の申請書を，原則として事業等を開始しようとする日の２週間前までに，代表理事に申請しなければならない。この場合，次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体の存在，基礎及び役員等を明らかにする書類

(2) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類

(3) その他参考となる書類

（使用の許可）

第５条 代表理事は，後援等名義使用を許可したときは，当該申請団体に対し，後援等許可書（様式第２号）を交付するものとする。

（許可の条件）

第６条 許可に際しては，次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 許可を受けた団体は，申請当時の事業計画に変更があった場合は，直ちに届け出ること。

(2) 許可を受けた団体は，事業等終了後は，直ちにその結果につき報告書（様式第３号）を提出すること。

(3) 事業等を行うに当たっては，原則として本法人は経費を負担支出しないこと。

（事務）

第７条 後援等名義に関する事務は，本法人事務局において行う。

（改廃）

第８条 この要項の改廃は，代表理事が行う。

附 則

この要項は，令和２年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

後 援 等 許 可 申 請 書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄
代　表　理　事　　殿

団 体 名

代表者氏名　　印

所 在 地

電 話 番 号

下記の行事を実施するにあたり，大学コンソーシアム沖縄の（後援・共催・協賛）について許可を申請します。

記

１．事業の名称

２．日　　程

３．開 催 場 所

４．趣旨及び目的

５．他の主催，共催，後援等団体（予定を含む）

６．参　加　者（対象者，予定参加者数）

様式第２号（第５条関係）

後 援 等 許 可 書

令和　　年　　月　　日

団 体 名

代表者氏名　　殿

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄
代　表　理　事　　印

令和　　年　　月　　日付で申請のあったことについては，下記により許可します。

記

１．対象事業名

２．日　程

３．開 催 場 所

４．許可の条件

５．そ の 他

様式第３号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄
代　表　理　事　　殿

団 体 名

代表者氏名　　印

所 在 地

電 話 番 号

令和　　年　　月　日付けに基づく実施終了報告について，下記のとおり報告します。

記

事業報告

１．事業の名称

２．日　　程

３．開 催 場 所

４．実 施 概 要

５．参　加　者

６．所見（効果等）

７．そ　の　他